

川越地区消防組合建設工事等暴力団排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本組合が発注する建設工事等の契約の適正な履行を確保するため、有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団員又は暴力団関係者であることなどが判明した場合における入札参加除外等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設工事の請負、製造の請負、工事用材料の買入れ、設計、調査、測量その他の業務委託、物品の購入、事務機器等の賃貸借等をいう。
- (2) 有資格業者 川越地区消防組合入札参加者の資格等に関する規程(平成18年告示第4号)に基づき建設工事等の競争入札に参加する資格を有する者(法人にあっては、本店及び支店を含む。)をいう。
- (3) 有資格業者の役員等 有資格業者が法人にあっては役員(非常勤役員を含む。)並びに支配人及び支店又は営業所の代表者をいい、個人にあっては支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
- (4) 使用人 有資格業者に雇用される者で前号以外の者をいう。
- (5) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (6) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (7) 暴力団関係者 暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

(入札参加除外)

第3条 管理者は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、第10条に規定する審査委員会の議を経て、当該措置要件について同表に定める期間、当該有資格業者を入札から除外するものとする。

- 2 管理者は、有資格業者のうちの共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合(以下「組合等」という。)を、前項の規定により入札から除外するときは、当該組合等の構成員のうちの有資格業者についても第10条に規定する審査委員会の議を経て、当該組合等の入札から除外される期間、入札から除外するものとする。
- 3 管理者は、組合等の構成員のうちの有資格業者を、第1項の規定により入札から除外するときは、当該組合等についても第10条に規定する審査委員会の議を経て、当該有資格業者の入札から除外される期間、入札から除外するものとする。
- 4 管理者は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる事案の発覚後、入札からの除外(以下「入札参加除外」という。)の決定までの間に同表に掲げる措置要件のいずれかに該当する役員等を変更した場合についても、第10条に規定する審査委員会の議を経て、当該措置要件について同表に定める期間、当該有資格業者を入札から除外するものとする。
- 5 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱において、川越市長が行った入札参加除外措置及びその他

の行為又は川島町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱において、川島町長が行った入札参加除外措置及びその他の行為は、それぞれ管理者が行ったものとみなす。

(入札参加除外の特例)

第4条 有資格業者が一つの事案により別表に規定する措置要件の2以上に該当することとなった場合における指名除外の期間は、当該措置要件ごとに別表に規定する期間の最も長いものをもって入札参加除外の期間とする。

2 管理者は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表に規定する期間又は前項の規定による入札参加除外の期間を超える入札参加除外の期間を定める必要があるときは、別表又は前項の規定にかかわらず入札参加除外の期間を別表又は前項に規定する期間の2倍の期間（当該期間が36月を超える場合は36月）まで延長することができる。

3 管理者は、入札参加除外の期間中の有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、前項に規定する期間の範囲内で入札参加除外の期間を延長することができる。

4 管理者は、入札参加除外の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたとき又は入札参加除外の期間が経過し除外理由の事実が改善されたと認めたときは、当該有資格業者について入札参加除外を解除するものとする。

(入札参加除外の通知)

第5条 管理者は、前2条の規定により入札参加除外の措置を行ったときは、当該有資格業者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、管理者が通知する必要があると認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

(随意契約からの除外)

第6条 管理者は、入札参加除外の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。

(下請負等の禁止)

第7条 管理者は、入札参加除外の期間中の有資格業者への下請負又は再委託を承認してはならない。

(妨害の際の措置)

第8条 管理者は、契約の相手方が、当該契約の履行に関し暴力団員又は暴力団関係者により妨害を受けた旨の申出があったときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当該契約の相手方に対し工程等の調整、履行期間の延長等の必要な措置を講ずるものとする。

(関係機関への協力要請)

第9条 管理者は、この要綱に基づく措置を実効あるものにするため、関係官公庁その他の機関の積極的な協力を要請するものとする。

(審査委員会の設置)

第10条 第3条及び第4条の規定による入札参加除外に関する審議を行うため、川越地区消防組合建設工事等の契約に係る入札参加除外等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査委員会の組織等)

第11条 川越地区消防組合入札等審査委員会規程（令和 年 月 日管理者決裁）第3条及び第4条の規定は、審査委員会の組織並びに委員長及び副委員長の職務について準用する。

(審査委員会の開催)

第12条 審査委員会は、必要のつど委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員長等」と総称する。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、緊急に審議すべき案件について委員会を開催する時間的余裕がないときその他の特に必要があると認めるときは、書面による持ち回り審議を行うことにより委員会の開催に代えることができる。

（所轄警察署との連携）

第13条 審査委員会は、所轄警察署との密接な連携のもとに運営するものとする。

- 2 審査委員会は、別表の措置要件に該当すると思われる情報提供があったときは、所轄警察署に対し、当該情報の事実確認を行うものとする。

（入札参加除外の公表）

第14条 管理者は、第3条各項の規定により入札参加除外を行ったときは、その事実を公表するものとする。

- 2 管理者は、第4条第4項の規定により入札参加除外を解除したときは、公表を取りやめるものとする。

（庶務）

第15条 審査委員会の庶務は、総務課において処理する。

（秘密の保持）

第16条 委員長等は、審議の内容について秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、建設工事等から暴力団員及び暴力団関係者を排除することに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条及び第13条関係）

措 置 要 件	期 間
1 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団員若しくは暴力団関係者であるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が有資格業者の経営に事実上参加しているとき。	入札参加除外を決定した日から 24月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2 有資格業者又は有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力、暴力団員又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。	入札参加除外を決定した日から 12月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
3 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。	入札参加除外を決定した日から 12月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
4 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	入札参加除外を決定した日から 12月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
5 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。	入札参加除外を決定した日から 12月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
6 有資格業者又は有資格業者の役員等若しくは使用人が、業務に関し、暴行、威圧する言動その他の不正な手段により、違法な行為を行ったとして暴行等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 県内で行われたもの ロ 県外で行われたもの	入札参加除外を決定した日から 12月 入札参加除外を決定した日から 6月